

2020年8月31日
東北電力株式会社

女川原子力発電所および東通原子力発電所の 原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

当社は、本日、女川原子力発電所（宮城県牡鹿郡女川町および石巻市）および東通原子力発電所（青森県下北郡東通村）の「原子炉施設保安規定^{※1}変更認可申請書」に関する補正書を、原子力規制委員会に提出いたしました。

当社では、原子炉等規制法^{※2}の改正（2020年4月1日施行）による原子力発電所の検査制度見直しに伴い、2020年5月29日に「原子炉施設保安規定変更認可申請書」を原子力規制委員会に提出^{※3}しておりました。

今回の補正は、これまでの審査を踏まえ、用語や表現の統一といった記載の適正化などを図るために行ったものです。

当社といたしましては、引き続き、原子力規制委員会の審査に適切に対応するとともに、原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

以 上

※1：原子炉施設保安規定

原子炉等規制法の規定に基づき、原子力発電所を安全に運転・管理（保安）するために遵守すべき事項（必要な措置）を定め、核燃料物質等や原子炉による災害の防止を目的とし、原子力発電所ごとに規定しているもの。

※2：原子炉等規制法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる放射性物質の放出を伴う災害を防止し、公共の安全を図ることを目的とした法律。

※3：主に以下の内容について「原子炉施設保安規定変更認可申請」を実施。

- (1) 原子力事業者による検査や日々の保安活動の明確化に関する事項
- (2) 原子力発電所の品質管理に必要な体制の整備に関する事項